

特集 全道の引継ぎの実態と一斉改選を考える
～一斉改選にかかる民生委員児童委員引継ぎ実態調査の結果から～

クローズアップ「この人」……………7

おすすめ書籍「ブックレビュー」……………8

災害に備える

「②民生委員である前に」……………8



全道の引継ぎの実態と一斉改選を考える

〜一斉改選にかかる民生委員児童委員

引継ぎ実態調査の結果から〜

令和元年12月は、民生委員児童委員の一斉改選の時。

制度創設100周年を経て、

また令和に変わってから初となる今回の改選は、

さまざまな意味で特別なものになると言えます。

この一斉改選を迎えるにあたり、

道民児連では全道の法定単位民児協を対象に、

引継ぎの実態を調査しました。

また、合わせて、前回の一斉改選の

退任者の傾向を分析しています。

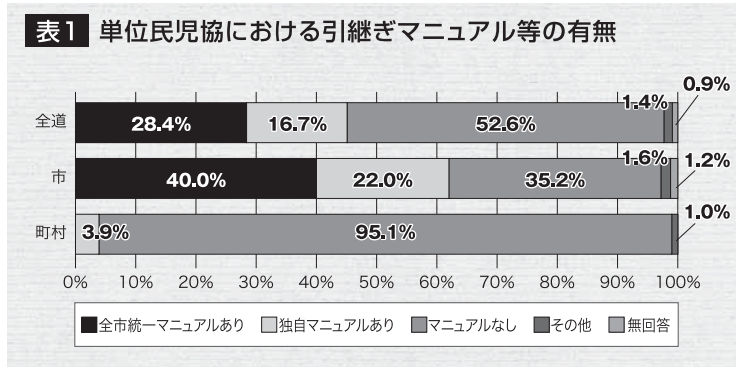
今回は、それらの結果についてご紹介します。

調査概要

- 調査対象
道内単位民児協 420か所
- 調査時期
令和元(2019)年5～6月
- 調査時点
平成31年(2019年)4月1日
- 回答数(回答率)
全道 352民児協(83.8%)
市 250民児協(91.2%)
町村 102民児協(68.9%)

引継ぎ実態調査の結果

1. 法定単位民児協における引継ぎマニュアルや要領の有無について



この設問は、現時点において新任委員への引継ぎにあたってのマニュアル等の有無について伺ったものです。いずれか形態で引継ぎのマニュアルが存在するのは159民児協(45・1%)、逆に存在しないのは185民児協(52・6%)という結果となりました。

市と町村の内訳をみると、市の単位民児協の62・0%はマニュアルが存在することに對し、町村の単位民児協では3・9%しかマニュアルが存在しないことから、その違いが顕著に表れています。一方で、市の単位民児協においては、市連合民児協が作成したマニュアル等による引継ぎが大多数となっており、新任委員への引継ぎにおける連合民児協の果たす役割の大きさがうかがえます。

2. 法定単位民児協における引継ぎの実施形態について

この設問は、新任委員引継ぎの実施形態について複数回答で伺ったものです。引継ぎの実際として、対象となる新任委員の人数により、個別型や集合型など、その形態を変えて行われる実態があるようです。全道では、個別引継ぎが全体の63・6%となっており、一方で35・8%の民児協が定例会等を活用した集合型の引継ぎを行っています。集合型の形態を採用している民児協は、市の単位民児協に多く見られる傾向にあります。これは町村と比較して委員総数が多いことに起因していると推察さ

表2 単位民児協における引継ぎの実施形態(複数回答)

内容	全道	内 訳	
		市	町村
ア. 新任委員と前任委員が一堂に会し引継ぎを行う(集合型)	126 (35.8%)	103 (41.2%)	23 (22.5%)
イ. 新任委員と前任委員が個別に引継ぎを行う(個別型)	224 (63.6%)	159 (63.6%)	65 (63.7%)
ウ. 引継ぎに際しては、原則、民児協会長(または副会長)が立ち会う	122 (34.7%)	120 (48.0%)	2 (2.0%)
エ. 書類のみ引き継ぐ(会長経由の書類引き継ぎも含む)	51 (14.5%)	34 (13.6%)	17 (16.7%)
オ. 引継ぎの結果について報告を求めている	32 (9.1%)	30 (12.0%)	2 (2.0%)
カ. 民児協としては引継ぎに関して働きかけをしていない(引継ぎの実施は前任委員の判断に任せている)	41 (11.6%)	24 (9.6%)	17 (16.7%)
キ. その他	8 (2.3%)	3 (1.2%)	5 (4.9%)
合計	604	473	131

れます。

3. 法定単位民児協における引継ぎ書類について

市と町村の引継ぎ形態を比較すると、民児協会長の立ち合いや引継ぎ結果の報告を求める点において大きな違いが示されており、特に引継ぎへの会長等の立ち合いは46・0ポイントの差異があります。また、「民児協としては引継ぎに関して働きかけをしていない」という回答は全体の11・6%に上ります。このことから、約1割の民児協が新任委員に対する引継ぎの具体的な取り組みをしていないことが明らかになりました。

表3 単位民児協における引継書類(複数回答)

内容	全道	内 訳	
		市	町村
ア. 民生委員・児童委員活動記録	208 (59.1%)	164 (65.6%)	44 (43.1%)
イ. 世帯票(福祉票)・児童票等	243 (69.0%)	203 (81.2%)	40 (39.2%)
ウ. 避難行動要支援者名簿や生活保護世帯名簿等の各種支援対象者名簿	249 (70.7%)	209 (83.6%)	40 (39.2%)
エ. 福祉マップや住民支え合いマップ等、各種対象者マップ	112 (31.8%)	96 (38.4%)	16 (15.7%)
オ. 生活福祉資金関係書類(借受世帯援助記録表、生活福祉資金ガイド他)	204 (58.0%)	191 (76.4%)	13 (12.7%)
カ. 民生委員児童委員活動のてびき(道民児連発行)	235 (66.8%)	195 (78.0%)	40 (39.2%)
キ. 民生委員児童委員必携(全社協発行)	226 (64.2%)	191 (76.4%)	35 (34.3%)
ク. 証明事務の取り扱いマニュアル	159 (45.2%)	149 (59.6%)	10 (9.8%)
ケ. 民生委員児童委員名簿	183 (52.0%)	157 (62.8%)	26 (25.5%)
コ. 会則・規約、予算決算、事業計画等、民児協運営に関係する書類	192 (54.5%)	166 (66.4%)	26 (25.5%)
サ. 道民児連等、各関係団体の広報紙	91 (25.9%)	80 (32.0%)	11 (10.8%)
シ. 民児協としては特に定めていない	47 (13.4%)	9 (3.6%)	38 (37.3%)
ス. その他	60 (17.0%)	56 (22.4%)	4 (3.9%)
無回答	6 (1.7%)	2 (0.8%)	4 (3.9%)

新任委員への引継書類について、その内容を複数回答で伺ったものです。全道的に、新任委員へ最も引き継がれている書類は、高齢者や障がい者等の各種支援対象者名簿であり、70・7%の民児協で引き継ぎが行われていました。次いで、世帯票や福祉票が69・0%、道民児連が発行している「民生委員児童委員活動のてびき」が66・8%の順で多くなっています。道民児連では「住民支え合いマップ」の取り組みを重点事業として推進して

いますが、それを含む支援対象者マップの引き継ぎは31・8%に留まっています。この理由は次表4に示すとおり、各種マップづくり活動に取り組んでいる民児協が少ないことによるものと考えられます。また「証明事務取り扱いマニュアル」についても、引き継ぎされている割合は45・2%と、比較的低い結

表4 各種支援対象者別マップの作成割合

マップ種別	実施割合
要介護高齢者等	3.2%
子ども	0.9%
障がい者	2.0%
住民支え合いマップ	5.9%

※道民児連：平成28年度市町村民児協基本調査より

果となっています。このマニュアルは、道民児連が平成21年度に発行して以来冊子としての配布は行っており、道民児連ホームページからダウンロードする仕組みになっています。引継ぎ率が上がらない背景は、この仕組みに原因があるかもしれません。これを反映して、函館市では市連合民児協が独自の証明事務取り扱いマニュアルを作成しています。また、民生委員活動の実際からみた場合、福祉行政報告例によると、平成28年度における北海道の証明事務取り扱件数は15,445件、1人当たり年間1・5件の実績に留まっています。他の活動に比べ、圧倒的に取り扱件数が少ないこともマニュアルのニーズが低い要因として考えられます。

次に民生委員児童委員名簿の引き継ぎは52・0%、会則・規約等の組織運営に関する書類が54・5%に留まっています。これは、これらの書類は前任者からの引き継ぎを行わず、新規で新任委員に配布する民児協が多数存在することによると考えられます。

これら引き継ぐ書類について「民児協として特に定めていない」とい

前回(平成28年)の 一斉改選の結果と 中途退任者数

1. 一斉改選退任者および 中途退任者数の状況

平成28年12月の一斉改選では、957名の委員が退任しています。また、前回改選時から令和元年6月末時点で、死亡も含め中途退任した委員は500名であり、そのうち自己都合により退任した委員は338名(中途退任者の67・6%)でした(道民児連会員管理システム調べ)。

◆退任者の在任期間

退任者の在任期間を見てみると、

一斉改選により退任した委員のうち、在任期間が2期以下で退任する委員は31・4%、同様に自己都合により退任した委員では42・3%となっており、比較的在任期間の短い委員が退任してしまう傾向が見られます。このことは、いわゆる「なり手不足」を象徴的に表しているようです。【図1参照】

◆退任者の年齢

北海道の選任要領および審査方針では、民生委員の年齢制限に関して「できる限り75歳未満の者」、主任児童委員は「原則55歳未満の者」と定められています。一方で退

任時の年齢をみると、一斉改選では63・8%の委員が75歳に到達する前に退任しており、同様に自己都合による中途退任者では82・0%に上ります。【図2参照】

◆退任者の初任年齢と在任期間の関係

続いて、委員就任時の年齢(以下、「初任年齢」と)、在任期間の関係をみてみます。初任年齢が70歳を超えると、当然のことながら年齢制限の関係から、92・2%の委員が2期以下で退任をしています。「65〜69歳」では51・7%、「60〜64歳」では32・2%、「55〜59歳」では22・2%、「50〜54歳」では17・8%が2期以下で退任しているという状況です。一見すると、初任年齢が低くなるほど早期退任比率が低くなると見受けられますが、「50〜54歳」をピークに、40歳代、30歳代になると、再び早期退任比率が高くなります。また、40歳代、50歳代の初任年齢の層が、在任期間が長い傾向にあり、初任年齢が65歳を超えると、在任期間が短期化する傾向も見受けられます。ただ、この統計において、データサンプルの中で最も古い就任年は昭和46年(1971年)、最も新しいのは

図1 退任者の在任期間(退任時)

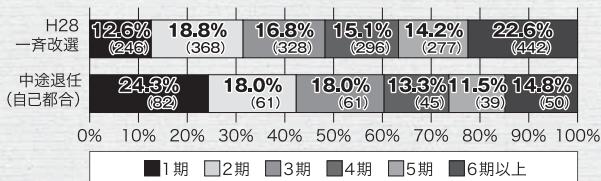


図2 退任者の年齢(退任時)

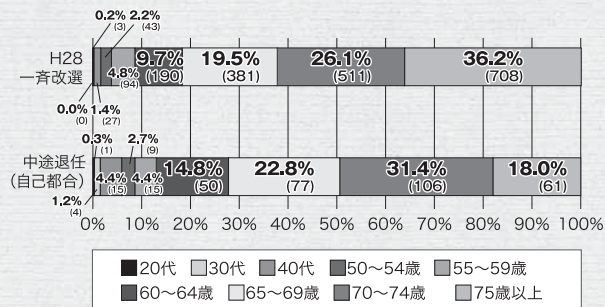


図3 退任者の初任年齢と在任期間

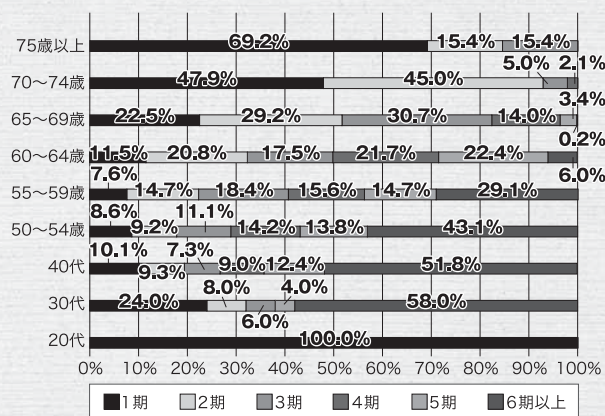
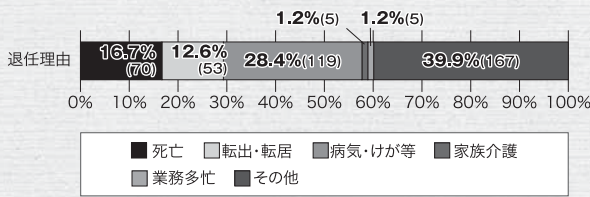


図4 中途退任の理由
(平成28年12月～令和元年6月末)



※上記統計には中核市である函館市、旭川市の実績は含まないため、道民児連の統計データとの差異が生じている

表5 単位民児協における引継ぎマニュアル等の有無の比較

内容	全道	一斉改選退任 (3年以下×75歳未満)	
		件数	割合
ア. 全市統一のマニュアル(要領)がある	100 (28.4%)	29 (26.4%)	
イ. 単位民児協独自でマニュアル(要領)がある	42 (11.9%)	15 (13.6%)	
ウ. 全市統一のマニュアルが示されているも、単位民児協でも独自でマニュアル(要領)がある	17 (4.8%)	2 (1.8%)	
エ. マニュアル(要領)はない	185 (52.6%)	63 (57.3%)	
オ. その他	5 (1.4%)	1 (0.9%)	
無回答	3 (0.9%)	0 (0.0%)	
合計	352	110	

表6 単位民児協における引継ぎの実施形態(複数回答)の比較

内容	全道	一斉改選退任 (3年以下×75歳未満)	
		件数	割合
ア. 新任委員と前任委員が一堂に会し引継ぎを行う(集合型)	126 (35.8%)	44 (40.0%)	
イ. 新任委員と前任委員が個別に引継ぎを行う(個別型)	224 (63.6%)	66 (60.0%)	
ウ. 引継ぎに際しては、原則、民児協会長(または副会長)が立ち会う	122 (34.7%)	32 (29.1%)	
エ. 書類のみ引き継ぐ(会長経由の書類引き継ぎも含む)	51 (14.5%)	11 (10.0%)	
オ. 引継ぎの結果について報告を求めている	32 (9.1%)	7 (6.4%)	
カ. 民児協としては引継ぎに関して働きかけをしていない(引継ぎの実施は前任委員の判断に任せている)	41 (11.6%)	18 (16.4%)	
キ. その他	8 (2.3%)	4 (3.6%)	
合計	604	604	

この比較により整理します。

ここでは新任委員への引継ぎマニュアル等の有無や引継ぎ方法と、退任者の傾向について考えてみます。引継ぎは基本的に新任委員に対して行われるものであることを踏まえた上で、活動等へのモチベーションが保てなくなったと仮定した早期退任者の動向に着目しました。平成28年12月一斉改選において、75歳未満かつ在任期間3年以下(1期以下)で退任している委員がいる単位民児協を抽出し、引継ぎマニュアルの有無等や引継ぎの実施方法が退任傾向にどのような影響があるのかを、全体統計との比較により整理します。

引継ぎの実態と早期退任者の関係

現在の欠員率は全道で約3・0%となっており、やむを得ない事由で中途退任する委員する委員の割合と近似値を示しています。つまり、欠員補充をしても、同じ割合で中途退任があることを示しており、現状のまま推移すれば、この欠員率は慢性的に継続することが想定されます。【図4参照】

◆引継ぎの実施形態について
前述の条件から該当する民児協を抽出し集計した結果、表6の結果となりました。一斉改選において在任期間3年以下かつ75歳未満の退任者がいる民児協と全道のデータを比較すると、早期中途退任者がいる民児協は引継ぎ時に会長等が立ち会う割合が5・6ポイント

◆引継ぎマニュアルや要領の有無
前述の条件により、該当する民児協を抽出し集計した結果、表5の結果となりました。一斉改選において、在任期間3年以下かつ75歳未満の退任者がいる民児協で引継ぎマニュアル等を整備しているのは41・8%となり、全道の統計と比較すると3・3ポイント低い結果となりました。決して大きな差異とは言えませんが、新任委員就任時の引継ぎマニュアル等の有無は、3年後の一斉改選に若干の影響があることがうかがえます。【表5参照】

※データサンプル抽出条件
○平成28年12月一斉改選において、75歳未満かつ、在任期間3年以下で退任した委員がいる単位民児協

◆中途退任者の退任理由
最後に、中途退任者の具体的な

「その他」で39・9%、次いで「病気・けが等」が28・4%、「死亡」が16・7%となつていきます。この統計から見えてくることは、死亡も含めて病気やけが、転出など、明確な事由により民生委員活動の継続が困難となり退任するケースが

全体の6割を占めることです。逆に「その他」を理由等している中途退任者は、その理由が明確ではありませんが、民生委員の在任のモチベーションが保てなくなつたと推察して差し支えないものと考えられます。

表7 単位民児協における引継書類(複数回答)の比較

内容	全道	一斉改選退任 (3年以下×75歳未満)
ア. 民生委員・児童委員活動記録	208 (59.1%)	61 (55.5%)
イ. 世帯票(福祉票)・児童票等	243 (69.0%)	75 (68.2%)
ウ. 避難行動要支援者名簿や生活保護世帯名簿等の 各種支援対象者名簿	249 (70.7%)	80 (72.7%)
エ. 福祉マップや住民支え合いマップ等、各種対象 者マップ	112 (31.8%)	40 (36.4%)
オ. 生活福祉資金関係書類(借受世帯援助記録表、 生活福祉資金ガイド他)	204 (58.0%)	58 (52.7%)
カ. 民生委員児童委員活動のてびき(道民児連発行)	235 (66.8%)	74 (67.3%)
キ. 民生委員児童委員必携(全社協発行)	226 (64.2%)	73 (66.4%)
ク. 証明事務の取り扱いマニュアル	159 (45.2%)	48 (43.6%)
ケ. 民生委員児童委員名簿	183 (52.0%)	59 (53.6%)
コ. 会則・規約、予算決算、事業計画等、民児協 運営に関係する書類	192 (54.5%)	60 (54.5%)
サ. 道民児連等、各関係団体の広報紙	91 (25.9%)	30 (27.3%)
シ. 民児協としては特に定めていない	47 (13.4%)	16 (14.5%)
ス. その他	60 (17.0%)	14 (12.7%)
無回答	6 (1.7%)	0 (0.0%)

ト低く、具体的な働きかけをしていない割合が4・8ポイント高いことが分かりました。前述の引継ぎマニュアルの有無と同様に決して大きな差異とは言えませんが、民児協としての引継ぎに関する働きかけは、一斉改選時の早期退任者に影響を与える可能性があることが分かります。【表6参照】

◆引継ぎ書類について

前述の条件から該当する民児協を抽出し集計した結果、表7の結果となりました。一斉改選において在任期間3年以下かつ75歳未満の退任者がいる民児協と全道のデータを比較すると、双方に大きな

差異がないことが分かりました。引継ぎ書類の内容については、委員の早期退任にはほぼ影響がないと考えられます。【表7参照】

まとめ

本調査結果ならびに平成28年一斉改選時の退任傾向について、以下のとおりまとめます。

◆単位民児協における引継ぎについて

○全体の45・1%の単位民児協が何らかの形で引継ぎマニュアルが存在する。

○市の単位民児協の62・0%が引継ぎマニュアル等を整備していること

に対し、町村の単位民児協では3・9%の整備にとどまっている。○対象となる新任委員の人数により、個別型や集合型などその実施形態を変えて行われる実態がある。

○市の単位民

児協では、約半数が引継ぎに際して会長等が立ち会おうのに対し、町村の単位民児協では大多数が立ち会いを行っていない。

○全体の11・6%の民児協が引継ぎに関して働きかけをしていない。

○新任委員へ引継ぎされる書類で最も多いのは各種対象者名簿であった。

○引継ぎ書類を具体的に定めていない民児協は全体の13・4%に上った。

○引継ぎに関して一切の取り組みを行っていない民児協は全体の5・1%であった。

◆退任者の状況

○平成28年12月の一斉改選により退任した委員は1、957名。前回改選時から令和元年6月末時点で中途退任した委員(死亡も含む)は500名。

○一斉改選により退任した委員のうち、在任期間2期以下の割合は31・4%。中途退任では42・3%。在任期間の短期化が「なり手不足」の要因になっていると考えられる。

○一斉改選では6割以上が75歳未満で退任している。

○年齢が低いほど、在任期間1期以下で退任する委員の割合が高い。

○40代、50代に就任した委員は在任期間が長期化の傾向にある。65

歳を超えて就任した委員のうち、半数は2期以下で退任している。

○中途退任者のうち、死亡も含め、病気やけがなど、やむを得ない理由により退任する委員の割合は6割を超える。

○やむを得ない理由により中途退任する委員は、全体の約3・0%。現行の欠員率とほぼ同数値であり、このことが欠員慢性化の原因になっている可能性が高い。

◆引継ぎマニュアルの有無等が委員の早期退任に与える影響

○75歳未満かつ1期以下の退任者がいる単位民児協は、引継ぎマニュアル等の整備率がやや低い。

○引継ぎの実施形態に関して、75歳未満かつ1期以下の退任者がいる単位民児協では、会長ほかの役員が引継ぎに立ち会う割合が比較的低い。

○75歳未満かつ1期以下の退任者がいる単位民児協では、16・4%が民児協として引継ぎの働きかけをしていない実態がある。

○引き継がれる書類の内容については、委員の早期退任に与える影響がない。

調査の結果、引継ぎマニュアル

調査の結果、引継ぎマニュアル

等の有無に関して、早期退任者のいる単位民児協と、そうではない民児協の差異はわずかなものであり、明確に影響を与えているとは言い難い結果となっています。しかしながら、早期退任者がいる単位民児協はマニュアル等の整備率がやや低いことは確認できました。

統計的には、一斉改選時では75歳未満の退任者が約1、200名、中途退任では「その他」の事由による退任が約160名いることが示されています。これらの退任者は委員の就任継続が可能であったと推察されるという意味では、欠員率の上昇に大きな影響を与えているものと考えられます。

また、3年間で約3%の委員が中途退任せざるを得ない現状を鑑みると、一斉改選時のみ新任候補者を発掘するのではなく、日常的な民児協の取り組みとして地域にアンテナを伸ばし、適任者(候補者の確保に努める取り組みが必要なのかもしれません。日常的に委員の交代があるという前提で考えると、一斉改選時のみならず新任委員に対する引継ぎを体系化しておくことが重要であると言えます。

この人

古平町民生児童委員協議会会長
田畑 正さん

古平町は、後志総合振興局管内の中心付近、積丹半島の北東側に位置するまち。アイヌ語のフレピラ（赤い・崖）またはフルピラ（丘・崖）などに由来する町名どおり、日本海沿いに多くの奇岩を有する風光明媚な土地です。江戸初期からニシン漁で栄えたため、有形無形の文化財を有する歴史のまちでもあります。

このまちの民児協をリードする田畑さんを訪ねました。

老舗の暖簾を守って

積丹半島の東部海岸、日本海に面した古平町市街地の中心にある田畑菓子店は、町内唯一の菓子舗。創業は明治27年という文字通りの老舗です。店名を冠したバターサンドをはじめ、地元で長年に渡って親しまれる銘菓を作り続けてきました。

「子どものころは、鉱山技術者だった父の赴任先を転々としてきました。生まれたのも北見市郊外のヤマのまちなのです」。そう語る田畑さんは、縁あって結ばれた奥様の家業を受け継ぐ、四代目のご当主。「山から浜と、まるで違う環境の土地に来たのですが、今ですっかり故郷のようになりました」と田畑さん。

「店を継いだ頃と比べれば、古平もやはり人も減り、活気が薄れてきました。でも、この子どもたちはみんなきちんと挨拶できる礼儀正しさが備わっています。それがとても誇らしい」。元来が主任児童委員であった視点から見ると、学校と地域住民の関係性が年々良好になってきたと、田畑さんは目を細めます。

絶望の淵をのぞいて

地域の子どもを温かく見守る田畑さんですが、実は自身のお嬢さんを

痛ましい事故で失うという悲劇を経験されています。

平成8年2月10日、町内の国道229号線にある豊浜トンネルで、坑口付近の巨大岩盤が崩落。乗員乗客19名を乗せてトンネル内を走行中だった余別発小樽行き北海道中央バスと、後続の乗用車2台を直撃しました。乗用車を運転していた女性1名は奇跡的に脱出しましたが、それ以外の20名は全員死亡。日本中を震撼させた惨事は、今でも多くの人の記憶に焼き付いています。

当時高校生だった田畑さんのお嬢さんは、不幸にもこのバスに乗っていたのです。「バレンタインデーのチョコを買いに余市まで行くのだと、祖母からもらった小遣いを握って嬉しそうに出かけていきました。その後姿が最期になるとは」。事故の一報を受けて現場に駆け付けた田畑さんが見たのは、この世の終わりのような絶望の淵でした。

決して薄らぐことのない悲痛な記憶を背負った田畑さんたち遺族に、さらなる苦悩が追い打ちをかけます。国を相手取った訴訟が難行し、最高裁までもつれこんだのです。

「国はトンネルの構造に由来する欠陥はもちろん、管理責任さえも最後まで認めませんでした。科学的視点から検証し、遺族を援護してくれ

た研究者や弁護士にも、相当の圧力がかけられました」。あまりに理不尽な権力による圧力に抗ううちに「人を憎み、社会を恨むことが当たり前になっていった」と田畑さん。けれどもある時、その虚しさに気づき愕然とします。「恐ろしくなりまして。このままでは自分が壊れてしまうと感じたのです」。

祈りの先に

そのころから、遺族の中に微妙な温度差が生じ始めたそう。ほどなく和解の道を選んだ田畑さんたちはしかし、胸にぽっかり空いた穴が今も塞がらないままだと言います。

遺族団の代表として、現地での慰霊を続ける田畑さん。祈りの向かう先には犠牲者を悼むと同時に、悲惨な記憶を決して風化させまいとの静かだが強い意志が滲みます。

「トンネルを通る時、地元の人はいかに生きているのか、生かされていないはず。そして、生かされていることを噛みしめるのです。現世に生きる生命の、いかに尊いことか」。

田畑さんの言葉に、筆者は深い哀しみを知るがゆえの重みと慈愛を感じずにはいられないのでした。

いじめ六法



山崎 聡一郎 著
弘文堂
1,296円(税込)

■ 内容

子どもが引き起こす事件、子どもに対して大人が引き起こす事件。日々のニュースの中で、子どもをめぐる事件が後を絶ちません。少年犯罪の凶悪化や低年齢化が指摘され出したのはすでに随分前のこと。今ではそれに、進んだテクノロジーの闇に代表される、大人には理解しにくくて、しかも根深い要因も絡みだしました。

彼らに接してしばしば感じることは、その屈託のなさや罪意識の希薄さです。もちろん、彼らを責めることで問題が解消できるはずはありません。

知と想像力の決定的な不足は、時代と教育を担ってきた私たちにこそ、大きな責任があるはず。本書は、子どもが真っすぐに育つために障壁となる社会の闇に対して、子ども自身が向き合う手助けになる法律の参考書。倫理的なこととはもちろん、どんなことが悪くて法で裁かれるものか、あるいは法によって身を守ることができのか。社会のルールについて、小学生でも理解できる語り口で記されています。

子どもは法を知りません。でも、法が助けを求められる拠り所として存在していると知れば、不幸は少しだけ減るかもしれません。大人も子どもと一緒に読むべき一冊。

たといえば、いじめ。かつては学級内に象徴されるローカルな嫌がらせが中心だったのに、今ではSNSを使ってネット社会全体に対象を「晒す」という暴力さえ珍しくありません。

デジタル・タトゥー。ネット上に刻まれ、一生に渡っていじめられた記憶と記録を背負わなければならない子どもたちに、どんな言葉をかければよいのでしょうか。

筆者も成人を控えた世代の学生に対して講義を行う身分ですが、

人も子どもと一緒に読むべき一冊。

災害に備える

② 民生委員である前に

本年8月末から9月にかけて道内5会場(札幌・旭川・函館・北見・釧路)で開催された「第20回民生委員児童委員活動推進講座」には、1,359名の民生委員並びに事務局の皆さんが参加されました。これは札幌市を除く民生委員の約13%。実に7・3名に1人が参加されたこととなります。

この講座では、災害被災者が置かれる現状をご紹介しながら、災害発生時にも民生委員児童委員としての役割を果たすことの重要性と、その役割を果たすために日常的に実施される丁寧な民生委員児童委員活動の重要性を重点的にお伝えしました。

災害対策基本法第7条には、住民等の責務について「地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念に則り、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない」と規定されています。この条文にある「公共的団体」には法に基づく「民生委員協議会」も含まれており、民生委員による組織的な備えと災害発生時の取り組みを講じることの根拠となっています。

一方で皆さんは、民生委員児童委員である前に、その地域で暮らす一人の「住民」でも

あります。

先に記した災害対策基本法第7条第3項には、「地方公共団体の住民は、基本理念に則り、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない」と規定されています。災害時における民生委員や児童委員としての視点は、「暮らしに着目したものです。多くの人々の暮らしに接し、あるいは自らも生活者の一員としてさまざまな経験を重ねること、そうした視点を有することができるものではないでしょうか。

家庭での防災に取り組むことは、地域で暮らす住民としての重要な責務です。家庭における取り組みが、やがて地域を守る取り組みに変わり、さらには民生委員児童委員としての取り組みに発展していくはず。2016年の一連の台風被害や、胆振東部地震を経験した北海道に暮らす住民として、過去の教訓の伝承と、それらを起点とした日常的な取り組みを考えてみてはいかがでしょうか。

篠原辰二...一般社団法人ウエルビーデザイン代表